

自転車の通行方法等に関する

○×クイズ

更新日：2025年9月1日

Q1 歩道に歩行者がいない場合、自転車は運転者の年齢や道路標識等の有無にかかわらず、歩道を通行できる。

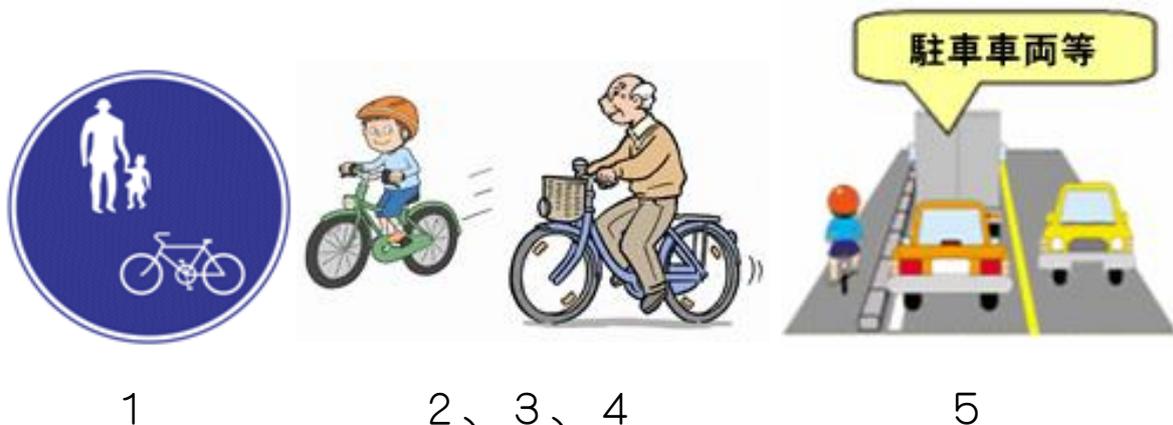
A 正解は ×

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられていますので、歩道と車道の区別のあるところは、原則として、車道の左側に寄って通行しなければなりません。

ただし、

- 1 道路標識等で指定された場合（県内の歩道の約3割はこれに当たります。）（注記1）
- 2 運転者が児童（6歳以上13歳未満）・幼児（6歳未満）の場合
- 3 運転者が70歳以上の高齢者の場合
- 4 運転者が一定程度の身体の障害を有する場合
- 5 車道又は交通の状況からみてやむを得ない場合は、自転車で歩道を通行することができます。

（注記1）どなたでも自転車で歩道を通行することができます。



Q2 自転車が路側帯（下図参照）を通行する場合は、どちら向きで通行しても構わない。

A 正解は ×

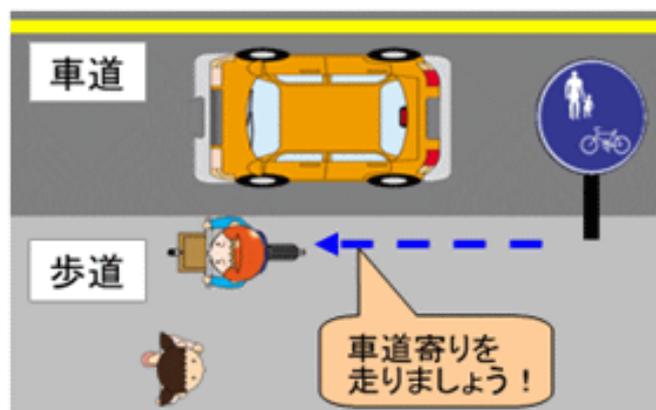
自転車は、車道を通行する場合は、左側を通行しなければなりません。

また、路側帯を通行する場合でも、左側部分に設けられた路側帯を通行しなければなりません。

平成25年6月14日公布、12月1日に施行の「改正道路交通法」により、「自転車等軽車両が通行できる路側帯は道路の左側部分に設けられた路側帯」に限定されました。

また、路側帯を通行する場合は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で通行しなければなりません。

歩道を通行する場合はどちらの向きで通行しても構いませんが、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならず、歩行者の進行を妨げることとなるときは一時停止しなければなりません。



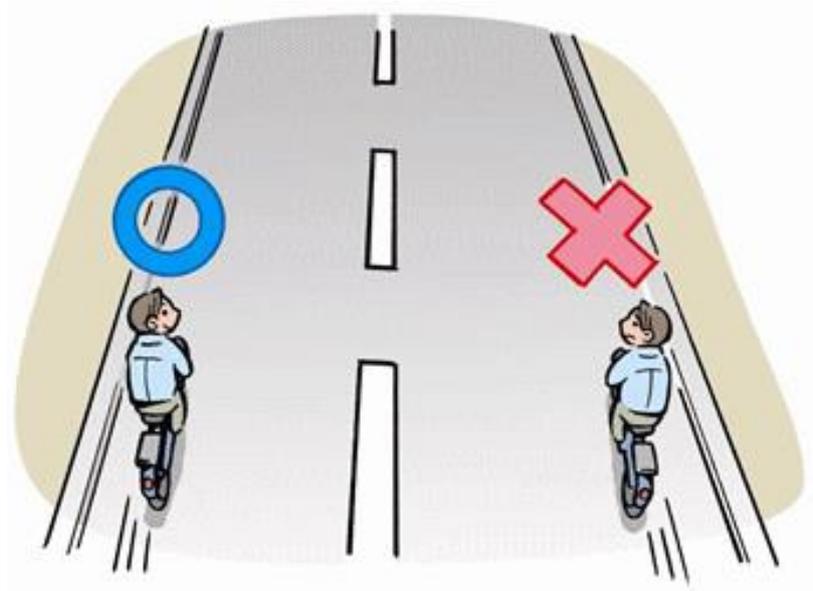
Q3 自転車で、車道の右側を通行した場合でも違反にならない。

A 正解は ×

自転車で、車道の右側を通行した場合は、通行区分（右側通行）違反に問われることとなります。

車道の右側通行は大変危険ですので、必ず左端を通行するようにしましょう。

（罰則） 3ヶ月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金

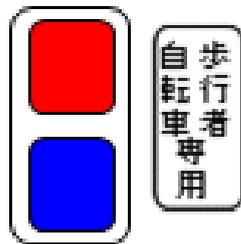


Q4 自転車は軽車両なので、歩道を通行している場合でも歩行者用信号機ではなく車両用信号機に従う。

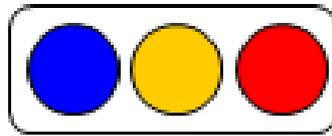
A 正解は ×

車両用信号機と歩行者・自転車専用信号機が設置されている場合

車道を通行している場合も、歩道を通行している場合も、いずれも、歩行者自転車専用信号機に従ってください。



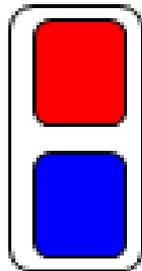
歩行者自転車専用信号機



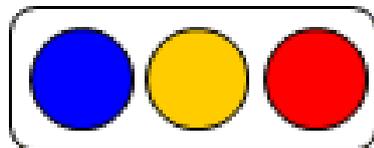
車両用信号機

車両用信号機と歩行者用信号機が設置されている場合

車道を通行している場合は車両用信号機、歩道を通行している場合は歩行者用信号機に従ってください。



歩行者用信号機



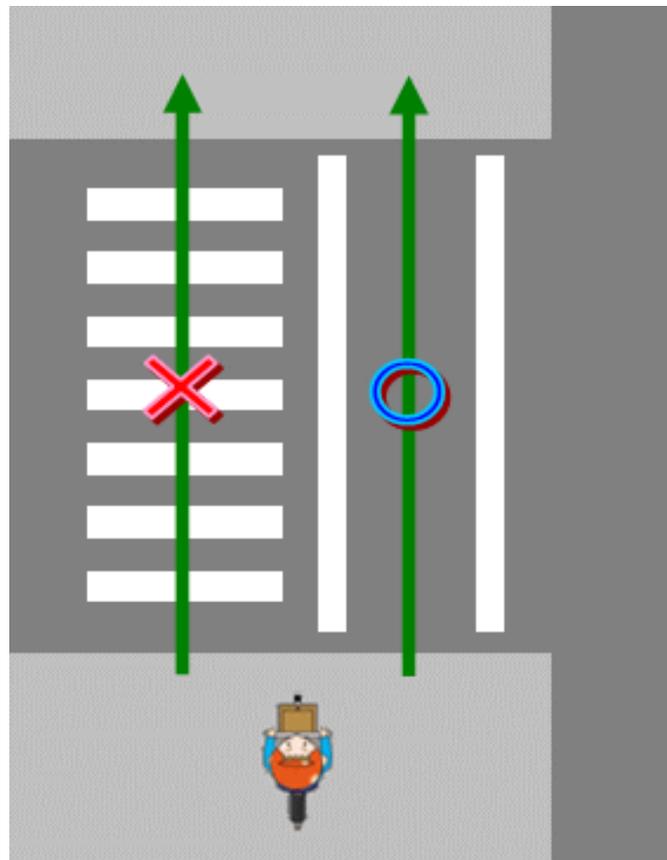
車両用信号機

Q5 自転車横断帯のある交差点を自転車で横断する際は、自転車横断帯を進行しなければならない。

A 正解は ○

近くに自転車横断帯があれば、横断歩道ではなく自転車横断帯を通行してください。

道路交通法第63条の6では、「自転車横断帯がある場所の付近においては、その自転車横断帯によって道路を横断しなければならない。」とされております。



Q6 近くに自転車横断帯がなく横断歩道がある場合で、横断歩道に歩行者がいないときは、自転車に乗ったままで横断歩道を横断してもよい。

A 正解は ○

横断歩道に歩行者がいないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合は、自転車に乗ったままで横断歩道を進むことができます。

ただし、横断歩道は歩行者が横断するための場所ですので、横断中の歩行者の通行を妨げるおそれがある時は自転車に乗ったまま通行してはいけません。



**Q7 夜間、自転車で商店街等の明るいところ
を走行する場合、ライトなしで走行することがで
きる。**

A 正解は ×

ライトをつける必要があります。

福島県道路交通規則第8条に、軽車両にあつては、白色又は淡黄色で夜間、前方10メートルの距離にある交通上の障害物を確認することができる性能を有する前照灯をつけなければならないと定められています。

商店街の街灯等のため照明が行われていたとしても、トンネル以外に除外規定がないことから、夜間にあつては明るいところでも自転車のライトを点灯しなければなりません。



Q8 自転車に乗ったままで、雨の日に傘を差したり、リード（ひも）を持って愛犬を散歩させたり、携帯電話で通話することは違反である。

A 正解は ○

自転車に乗ったままで、雨の日に傘を差したり、愛犬を散歩させたり、携帯電話で通話することは違反となります。

福島県道路交通規則第11条第1項第3号に「傘をさし、物を担ぎ、物を手に持つ等視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で、大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車、又は自転車を運転しないこと。」とあります。

また、道路交通法第71条第5号の5に「自転車または特定小型原動機付自転車を運転するときは、停止しているときを除き、携帯電話用装置等を通話のために使用し、または画像表示用装置に表示された画像を注視してはならない。」とあります。

物を持つことで片手運転になったり、犬に引っ張られて操作上の安定を失うことになるため違反になります。



Q9 自転車が歩道でベルを鳴らしながら走行し、進行方向の歩行者をよけさせていることは違反である。

A 正解は ○

危険を防止するためやむを得ないときを除き、違反となります。

道路交通法第54条第2項に、「車両等の運転者は、法令の規定により警音器を鳴らさなければならないこととされている場合を除き、警音器を鳴らしてはならない。ただし、危険を防止するためやむを得ないときはこの限りでない。」と定められています。



情報発信元

福島県警察本部交通部交通企画課 交通安全係

電話：024-522-2151 (福島県警察本部代表)